

広島市立中央図書館、広島市こども図書館及び広島市映像文化ライブラリー 指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

(1) 施設名及び所在地

- ア 広島市立中央図書館 広島市南区松原町9番1号
(分館)
(ア) 広島市立中区図書館 広島市中区加古町4番17号
(イ) 広島市立東区図書館 広島市東区東蟹屋町10番31号
(ウ) 広島市立南区図書館 広島市南区比治山本町16番27号
(エ) 広島市立西区図書館 広島市西区横川新町6番1号
(オ) 広島市立安佐南区図書館 広島市安佐南区中筋一丁目22番17号
(カ) 広島市立安佐北区図書館 広島市安佐北区可部七丁目28番25号
(キ) 広島市立安芸区図書館 広島市安芸区船越南三丁目2番16号
(ク) 広島市立佐伯区図書館 広島市佐伯区五日市中央六丁目1番10号
(附属施設) 広島市立佐伯区図書館湯来河野閲覧室 広島市佐伯区湯来町大字和田353番地の1
(ケ) 広島市まんが図書館 広島市南区比治山公園1番4号
(附属施設) 広島市まんが図書館あさ閲覧室 広島市安佐南区上安二丁目30番15号
イ 広島市こども図書館 広島市中区基町5番83号
ウ 広島市映像文化ライブラリー 広島市南区松原町9番1号

(2) 設置目的

- ア 中央図書館
図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。
- イ こども図書館
児童及び生徒の教養の向上及び福祉の増進に資することを目的とする。
- ウ 映像文化ライブラリー
映像及び音楽に関する作品及び資料を収集し、保存し、その活用を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

- ア 中央図書館（分館を除く。）
(ア) 図書館資料の収集、整理及び保存
(イ) 図書館資料の閲覧、個人貸出し及び団体貸出し
(ウ) 自動車文庫の巡回
(エ) 参考事務及び読書相談
(オ) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講座等の開催及び奨励
(カ) 郷土資料、地方行政資料の収集、整理保存及び研究
(キ) 他の図書館、学校その他の教育機関との相互協力
(ク) その他図書館の目的達成のための必要な事業
- イ 区図書館及びまんが図書館
(ア) 図書館資料の閲覧、個人貸出し及び団体貸出し
(イ) 参考事務及び読書相談
(ウ) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講座等の開催及び奨励
(エ) 区内の郷土資料、地方行政資料の収集、整理保存及び研究
(オ) 他の図書館、学校その他の教育機関との相互協力
(カ) その他図書館の目的達成のための必要な事業
- ウ こども図書館
(ア) 図書その他の教育参考資料の館内及び館外における閲覧又は利用
(イ) 児童文化に関する資料その他参考資料の収集保存
(ウ) 児童及び生徒の読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の運営指導
(エ) その他児童文化の向上に必要と認められる事項
- エ 映像文化ライブラリー
(ア) 劇映画、文化映画等の映画のフィルムその他の録画物、レコードその他の録音物等の収集、保管及び利用に
関すること。
(イ) 鑑賞会、講演会、講座等の開催に関すること。
(ウ) 映画に関する出版物の作成に関すること。
(エ) 視聴覚機器の利用に関すること。
(オ) 映画及び音楽に関するサークルの育成及びその活動の助長に関すること。

(4) 現在の指定管理者

公益財団法人広島市文化財団

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島市文化財団
- (2) 非公募とする理由
図書館の管理運営には、所蔵する図書等の資料や本市の歴史、文化等について幅広い知識を有し、多様化・高度化する住民の学習ニーズに適切に対応した図書館サービスを提供できる実務経験豊かな専門職員を多数確保する必要がある。
また、映像文化ライブラリーについては、中央図書館との一体的な管理とすることにより、効果的かつ効率的な管理運営が可能となる。
このため、専門的知識や豊富な経験を持つ職員を多く有する公益財団法人広島市文化財団を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和8年4月1日～令和11年3月31日
令和11年度に「浅野文庫等施設（仮称）」を新設する予定であり、その後は、同図書館、中央図書館及びこども図書館の3館を中央館とした新たな図書館サービス提供体制とする予定であることから、指定期間を令和10年度までの3年間とする。
- (4) 管理の基準
 - ア 休館日
 - (イ) 中央図書館（分館を除く。）
 - a 毎月の第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日
 - b 12月29日から翌年の1月4日まで
 - c 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日）
 - d 特別整理期間 4月1日から翌年3月31日までの間において7日以内
 - (ロ) 区図書館、まんが図書館及びこども図書館
 - a 月曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日
 - b 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日、月曜日又は休日に当たるときは、その直後の休日でない日
 - c 12月29日から翌年の1月4日まで（ただし、1月4日が月曜日に当たるときは、1月5日まで）
 - d 図書整理日 奇数月の末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その直前の金曜日（当該金曜日が休日に当たるときは、その前日）
 - e 特別整理期間 4月1日から翌年3月31日までの間において7日以内
 - (ハ) 映像文化ライブラリー
 - a 毎月の第2月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日
 - b 12月29日から翌年1月4日まで
 - イ 開館時間
 - (イ) 中央図書館（分館を除く。）
 - a 月曜日から金曜日まで（休日及び8月6日を除く。） 午前10時から午後9時まで
 - b 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後6時まで。ただし、多目的室及び自習室においては、午前10時から午後9時まで
 - (ロ) 区図書館（佐伯区図書館湯来河野閲覧室を除く。）
 - a 火曜日から金曜日まで（休日及び8月6日を除く。） 午前9時から午後7時まで
 - b 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前9時から午後5時まで
 - (ハ) まんが図書館 午前10時から午後5時まで
 - (ニ) 佐伯区図書館湯来河野閲覧室
 - a 火曜日から金曜日まで（休日及び8月6日を除く。） 午前9時から午後6時まで
 - b 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後5時まで
 - (ホ) こども図書館 午前9時から午後5時まで
 - (ヘ) 映像文化ライブラリー
 - a 月曜日から金曜日まで（これらの日が休日又は8月6日に当たるときは、その日を除く。） 午前10時から午後9時まで
 - b 土曜日、日曜日、休日及び8月6日 午前10時から午後6時まで
 - ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
 - ア 中央図書館及びこども図書館
 - (イ) 中央図書館及びこども図書館の事業の実施に関すること。
 - (ロ) 中央図書館の多目的室の使用許可に関すること。

- (ウ) 中央図書館及びこども図書館の利用の制限に関する事。
- (エ) 中央図書館及びこども図書館の施設並びに設備及び備品の維持管理に関する事。
- (オ) その他教育委員会が定める業務
- (カ) 特記事項
 - a 図書館資料複写手数料、刊行物売払代金及び中央図書館の多目的室使用料の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
 - b 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
 - c 避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。

イ 映像文化ライブラリー

- (ア) 映像文化ライブラリーの事業の実施に関する事。
- (イ) 映像文化ライブラリーのホールの使用許可に関する事。
- (ウ) 映像文化ライブラリーへの入館の制限に関する事。
- (エ) 映像文化ライブラリーの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (オ) その他市長が定める業務
- (カ) 特記事項
 - a 利用料金制を導入済み。
 - b 刊行物売払代金の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
 - c 申請者から本市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
 - d 避難場所として使用される場合は、本市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。

(6) 配置人員

ア 中央図書館及びこども図書館

- (ア) 139人を標準とする（収納事務に係る人員を含む。）。
- (イ) 専門職員の配置
司書を必置とする。司書は、全配置人員の74%以上を標準とする。
- (ウ) 防火管理者の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を各図書館に必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。

イ 映像文化ライブラリー

- (ア) 7人を標準とする（収納事務に係る人員を含む。）。
- (イ) 専門職員の配置
映像文化についての幅広い知識及び豊富な経験を有する者及び映画フィルム等の保存・修復等の業務に精通した者各1人を必置とする。
- (ウ) 防火管理者の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。

(7) 指定管理料の上限額（3年間分）

57億6,982万7千円

なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
- (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 本市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	該当・非該当
【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション2.1の取得	有・無
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4 地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当